

# 健康保険被扶養者(異動)届 【増やす場合】

健保組合	常務理事	事務長	係長	係員

- この届は新たに被扶養者として扶養し始めた日から5日以内に提出して下さい。
- 記入事項は省略せず、正確に記入して下さい。例) 続柄 → 長男・長女・義母等…
- 添付書類は裏面または当健保組合のHPを参照して下さい。 ※ 場合により追加で書類を提出いただくことがあります。
- 記入事項の不備や添付書類の不足がある場合は書類を返戻します。審査および認定日の遅延につながりますので書類提出前に十分ご確認下さい。
- 健康保険法第88条の3により、職員の質問に答弁しなかったり、虚偽の申請や答弁をした場合は処罰されます。

◇太枠内をボールペン(フリクション・鉛筆不可)で、もれのないように記入し、必要書類を添付して提出下さい。

書類提出日 令和 年 月 日

被保険者欄	被保険者証	記号番号	従業員 No.	フリガナ	生年月日	事業所名					
		—		被保険者氏名	昭和 平成 令和 年 月 日	トヨタ紡織(株) <small>(その他の事業所)</small>					
	所属	拠点	部	室・課	G・係	内線 No. —					
	現住所	〒 — TEL ( ) —									
住民票 登録住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ 〒 — <input type="checkbox"/> 現住所と異なる ⇒ 住民票登録住所記入										
被扶養者にした人	フリガナ 氏名	性別	生年月日	年齢	続柄 <small>(例:長男・長女)</small>	職業 <small>(在学・学年)</small>	収入の有無および 年間収入金額	同居または別居の別	扶養し始めた日および理由	医療助成該当の有無 <small>(国や市町村での医療費助成)</small>	健保組合 審査結果
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日	歳			有・無 万円	同居・別居	令和 年 月 日 <small>(理由)</small>	助成 有・無 <small>(助成制度名)</small>	月 日
	※別居の場合(住民票登録住所を記入ください)										
			男・女	昭和 平成 令和 年 月 日	歳			有・無 万円	同居・別居	令和 年 月 日 <small>(理由)</small>	助成 有・無 <small>(助成制度名)</small>
※別居の場合(住民票登録住所を記入ください)											
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日	歳			有・無 万円	同居・別居	令和 年 月 日 <small>(理由)</small>	助成 有・無 <small>(助成制度名)</small>	月 日
※別居の場合(住民票登録住所を記入ください)											

★被扶養者にした人が多いときは2枚目に記入ください

事業所証明欄	所在地	担当者 確認済印	健保 組合 処理 欄	【書類受付日】	【書類返戻】	【遡り依頼】	【備考】	受付印
	名称			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	事業主			令和 年 月 日	【標準報酬】	【追加添付書類】		
				令和 年 月 日	万円	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	印			【既被扶養者】				

☆ 書類提出経路：申請者 → 事業主・事業所担当者 (TBはトヨタパーソナルサポート(略称:TPSC 人事厚生部宛) → 健保組合

個人情報の保護について：この情報は健康保険の事業のみに使用し、その他の目的には使用致しません。

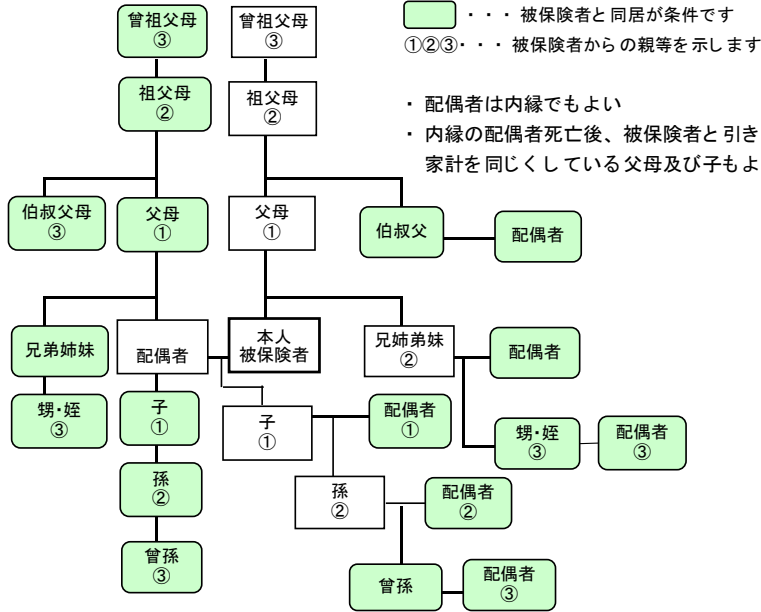
☆ お問い合わせ先：トヨタ紡織健康保険組合 適用・給付グループ TEL (0566) 26-0305 内線 811-3050

R1.5改

○ 被扶養者になれる方は(健康保険法第3条の定めによる)

- ・主として被保険者の収入によって生活している3親等内の親族で、次に示す表の範囲の方。
- ・年間収入が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満で被保険者の収入の1/2未満であること。ただし、既に被扶養者がある時は、1人当たりの収入の1/2未満であること。
- ・後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者でないこと。

○ 被扶養者の範囲



○ 被扶養者となる手続きの前に

1. 申請者が被扶養者の範囲内かつ被扶養者の資格を有しているかを上記より確認下さい。
2. 学生以外で別居の場合、仕送り金額の証明は預金通帳の写しが必要です。
3. 失業等給付、傷病手当金、出産手当金の受給中は、申請できません。ただし、給付金を年額に換算した額が、厚生労働省から示されている額未満の場合は申請できます。

○ 申請に必要な添付書類は

1. 被扶養者にした方のケースに応じて右記をご参照の上、不足のないように添付下さい。
  2. 医療助成を受けている方は別に届出が必要です。(子ども医療助成は除く)
    - ・届出用紙は、ホームページよりダウンロードしていただくか、事業所担当者または当健保組合にお問い合わせ下さい。
    - ・医療助成とは、医療費の受診者負担が、特別の法令等で軽減される制度です。
- <例>身体障害者医療助成、ひとり親家庭医療助成、(小児)特定疾患等

○ 退職後の失業給付等について

1. 失業給付等を受給延長される場合は手続き終了後、受給延長通知書の写しを提出下さい。
2. 失業給付等を受給される場合は、受給開始日をもって被扶養者資格を喪失しますので、待機期間または給付制限期間が終了し受給が開始したら被扶養者手続きを行って下さい。ただし、受給日額が3,611円以下の場合は継続して被扶養者となれますので、上記の手続きの代わりに雇用保険受給者資格者証の写しを提出下さい。

★ 申請書の記入漏れや添付書類の不足があると手続きができませんので、申請書類を提出する前に十分ご確認下さい。

【お問い合わせ先】 トヨタ紡織健康保険組合 適用・給付グループ TEL 0566-26-0305(内線811-3050)

【 被扶養者を新規・増加する場合の添付書類 】

被扶養者にした方		添付書類	
18歳未満の子	出生・被保険者の入社等	①④	
18歳未満の弟妹	離婚・再婚等により扶養義務者が被保険者以外にいる時	①③④	
配偶者	無職の人(申請時点の2年前から収入のない方)	①②④⑤	
	無職の人(申請時点の2年以内は働いていた方)★	①②④⑥および⑩・⑫+⑭・⑬のいずれか	
	学 生	①②④⑦(収入がある場合は⑮)	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(在職中雇用保険未加入の方)	①②④⑧⑨	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を受給しない方)	①②④⑧⑩	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を受給する方)	①②④⑧⑪⑬	
	18歳以上の兄弟姉妹	退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を延長受給する方)	①②④⑧⑫⑭
		再就職先が見つからずに失業給付等の受給が終了した時	①②④⑬
		パート等により収入はあるがその額が認定基準以内の方	①②④⑮
		上記のいずれかに該当する方で年金・恩給・配当金収入のある方	上記該当書類+⑯
	上記に該当する方で別居のとき(学生以外)	上記該当書類+⑰⑱⑲	
義父母 ※同居に限る	無職の人(申請時点の2年前から収入のない方)	①②④⑤	
	無職の人(申請時点の2年以内は働いていた方)★	①②④⑥および⑩・⑫+⑭・⑬のいずれか	
	学 生	①②④⑦(収入がある場合は⑮)	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(在職中雇用保険未加入の方)	①②④⑧⑨	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を受けない方)	①②④⑧⑩	
	退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を受給する方)	①②④⑧⑪⑬	
		退職等で被保険者資格を喪失した方(失業給付等を延長受給する方)	①②④⑧⑫⑭
		再就職先が見つからずに失業給付等の受給が終了した時	①②④⑬
		パート等により収入はあるがその額が認定基準以内の方	①②④⑮
		上記のいずれかに該当する方で年金・恩給・配当金収入のある方	上記該当書類+⑯

【 上記添付資料名称 】 ※添付書類はマイナンバーの記載のないものを添付ください

① 健康保険被扶養者(異動)届【増やす場合】	⑪ 誓約書【失業等給付を受給する時】
② 被扶養(申請)者現況届	⑫ 誓約書【失業等給付を受給延長する時】
③ 被扶養者生計維持状況調査票	⑬ 雇用保険受給者資格者証の写し(※)
④ 世帯全員記載の住民票(続柄・筆頭者・世帯主省略不可)	⑭ 受給期間延長通知書の写し(※)
⑤ (最新の)所得証明書(収入0円でも必要)	⑮ 直近3ヶ月の給料明細の写しまたは雇用契約書の写し
⑥ 退職時に発行された源泉徴収票の写し	⑯ 収入金額を証明するもの(年金振込通知書・恩給支払通知書・支払明細書等の写し)
⑦ 在学証明書(学生証(写)可※有効期限の記載要)	
⑧ 退職証明書の写し	⑰ 別居世帯全員記載の住民票(続柄・筆頭者・世帯主省略不可)
⑨ 雇用保険未加入証明書	⑱ 仕送りを証明する預金通帳の写・送金明細等
⑩ 誓約書【失業等給付を受給しない時】	⑲ 別居世帯の所得証明書(18歳以上の方全員分)

◇ ①②③⑩⑪⑫の書類については当健保組合が作成しています。申請の際はホームページよりダウンロードしていただくか、事業所担当者または当健保組合にお問い合わせ下さい。

※ ⑬⑭の書類は、ハローワークの手続き後に写しを当健保組合に提出下さい。

★ 現在無職でも前年に所得がある方は所得証明で収入0円の証明が出来ない為、源泉徴収票等で確認します。失業給付等の受給延長手続きをされている方は⑫⑭を添付下さい。

注) 上記以外にも証明書類等の提出をお願いすることがあります。要請に応じていただけない時は認定できません。

【 40~65歳未満の方へ・・・介護保険の適用について 】

平成12年4月より介護保険制度が実施されました。40~65歳未満の被保険者及び被扶養者及び被扶養者は自動的に「介護保険第2号被保険者」となりますが次に該当する場合は健保組合へ届け出ることにより、第2号被保険者である事を免除されます。①海外勤務等で日本に住所を有しない方 ②身体障害者療養施設に入所した方 ③在留期間が1年未満の外国人の方 ④在留許可期間が1年未満の外国人の方 これらに該当する被保険者もしくは被扶養者を扶養される方は上記提出書類とは別に「介護保険適用除外(該当・不該当)届」を必ず添付して申請下さい。